

軽減の見直しについて

保険料の均等割額の軽減対象が拡充されました。

- 5割軽減：43万円＋（公的年金または給与所得者合計数－1）
×10万円＋30.5万円（令和6年度：29.5万円）×（被保険者数） 以下
- 2割軽減：43万円＋（公的年金または給与所得者合計数－1）
×10万円＋56万円（令和6年度：54.5万円）×（被保険者数） 以下

令和7年4月1日以降に75歳になられた方へ

～75歳から加入の後期高齢者医療制度は、74歳まで加入していた健康保険とは別の制度です。～

口座振替での後期高齢者医療保険料のお支払いを希望される方は、登録手続きをお願いします。

後期高齢者医療保険料のお支払いは、特別徴収（年金からのお支払い）が優先されますが、特別徴収が開始されるまでの納付方法は納付書、または口座振替です。口座振替を希望される場合は、新たに手続きが必要です。（※江戸川区国民健康保険料を口座振替していても口座情報は引き継がれません。）

75歳の誕生月分からお支払いいただく健康保険料は、後期高齢者医療保険料です。

保険料は月ごとに「月末に属している保険」の保険料を納めていただいています。75歳の誕生月の月末は後期高齢者医療保険に該当するため、74歳まで加入していた保険の保険料の二重徴収はありません。

なお、世帯主が75歳になり後期高齢者医療制度に変わっても、同じ世帯に国民健康保険の加入者がいる場合、国民健康保険料納付通知書は引き続き納付義務者の世帯主あてに送付されます。

保険料や医療機関での一部負担金のお支払いに困ったときは

災害、その他特別な事情により生活が著しく困難になったとき、その状況により、保険料や医療費の一部負担金の支払いが減額または免除になることがあります。お早めにご相談ください。

後期高齢者医療制度に関する問い合わせ先

江戸川区役所
健康部
医療保険年金課

■保険料額・医療費について

高齢者医療係 ☎ 03-5662-1415※

■保険料の納付相談、還付・延滞金について

収 納 係 ☎ 03-5662-0795※

※お電話がかかりにくいときは… ☎ 03-3652-1151（江戸川区役所代表）

■各種手続きについては、お近くの区民課・各事務所 **保険年金係**へ

区役所区民課 ☎ 03-5662-6823

小松川事務所 ☎ 03-3683-5185

葛西事務所 ☎ 03-3688-0438

小岩事務所 ☎ 03-3657-7876

東部事務所 ☎ 03-3679-1128

鹿骨事務所 ☎ 03-3678-6116

江戸川歯つらつチェック

65歳以上の江戸川区にお住まいの方、是非毎年受けてください

年に1度は**歯科健診**



受診方法

区内の指定医療機関に
直接予約してください



指定医療機関

令和7年度

決定通知書の見かたは、
本紙中面をご覧ください。

後期高齢者医療保険料のお知らせ

「令和7年度 後期高齢者医療保険料額 決定通知書」をお送りします。

保険料の決め方

- ◆東京都後期高齢者医療広域連合が決定（計算）しています。
- ◆計算のもととなる所得は、令和6年中の所得です。



区のホームページ

保険料のお支払い方法

①特別徴収 介護保険料が引かれている年金からのお支払いです。

原則、1年分の保険料を年6回でお支払い



ただし、
右記のいずれかに
あてはまる方は
「②普通徴収」と
なります。

- (1) 特別徴収対象となる年金が年額18万円未満の方
 - (2) 介護保険料と後期高齢者医療保険料の1回当たりの合算額が、特別徴収対象となる年金の1回当たりの受給額の2分の1を超える方
 - (3) 介護保険料が年金から引かれていない方
 - (4) 年度の途中で後期高齢者医療制度に加入された方
・75歳になられた方
・65歳～74歳で後期高齢者医療制度の障害認定を受けられた方 など
 - (5) 年度の途中で江戸川区に転入された方
- ※(4)(5)のいずれかに該当する方は、一定期間経過後に「①特別徴収」となります。
※10月(4期)から「②普通徴収」となり「納付書払い」になる方(2)(3)のいずれかに該当)は、10月中旬と1月中旬に納付書をお送りします。

②普通徴収 「①特別徴収」以外の方は、納付書または口座振替でのお支払いです。

原則、1年分の保険料を9回に分けてお支払い



(1)納付書払い



取扱い窓口

- 金融機関
 - コンビニエンスストア
 - 区役所区民課・各事務所 保険年金係窓口
- ※スマートフォンの専用アプリでもお支払いいただけます。

右記、取扱い窓口にて納付書によりお支払いいただく方法です。
(7・10・1月の3回に分けて納付書をお送りします。)

(2)口座振替



手続き方法

金融機関の口座から自動的にお支払いいただく方法です。
(決定通知書に口座情報が記載されています。)

口座登録がお済みで無い方は、金融機関へのお申し込みが必要です。
詳しくは、高齢者医療係へお問い合わせください。

